

大規模災害時有事の際における施設の使用に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と、千葉県浦安警察署（以下「乙」という。）は、大規模災害時における甲の所有する浦安市郷土博物館（以下「博物館」という。）の使用について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浦安市内で大規模災害が発生した場合等において、乙の建物が倒壊または浸水等によって使用不能の状態に陥った場合に、乙が臨時の災害警備本部の設置場所として、博物館の一部を借用することにより、指示命令系統等を維持させることを目的とする。

（借用の依頼）

第2条 乙は、前条の目的を達成するために必要があると判断したときは、甲に対して博物館の借用を依頼するものとする。

（使用の範囲及び使用期間）

第3条 乙が、臨時の災害警備本部として博物館を使用する範囲は、甲が指定する範囲とし、その使用は災害警備本部の設置・運用、窓口業務の開設等に係ることとする。

2 使用期間は、被災等の影響を勘案し、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（資機材等の搬入）

第4条 搬入する資機材は、通信設備と災害警備本部の維持に必要な資機材等とする。

（資機材等の管理）

第5条 資機材等の管理は、乙が行うものとし、甲はこれに伴う責任を負わない。

（管理等経費）

第6条 乙が使用する建物、資機材等の維持・管理に要する費用は、その都度甲と乙で協議する。

（施設損壊に対する補償）

第7条 乙が借用する建物等に損壊を与えた場合の補償は、その都度甲と乙で協議する。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙のいずれからもこの協定の廃止等の申出がないときは、期間満了の翌日から1年間更新されたものとし、それ以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を有するものとする。

令和4年1月31日

甲 住所 浦安市猫実一丁目1番1号
名称 浦安市
代表者 市長 内田 悦嗣



乙 住所 浦安市美浜五丁目13番2号
名称 千葉県浦安警察署
代表者 署長 警視 有賀 隆

